

有限会社 恵産業 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年12月1日から令和9年11月30日（3年間）

2. 内容

目標1 将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、
計画期間内に育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を50%以上にすること

〈対策〉

- 令和6年12月以降 男性社員も育児休業が取得できることを、社内報等を通じ積極的に周知を図る
- 令和6年12月 社員本人又は配偶者の出産時期が近づいた場合に、育児支援措置についての相談を受けることができる窓口の積極的な利用を推進

目標2 子どもの看護休暇について、看護の他に感染症に伴う学級閉鎖等、入園（入学）式、卒園式参加の場合でも取得可能とする。

〈対策〉

- 令和6年 12月以降 社員のニーズの把握、検討開始
- 令和7年 1月以降 制度導入
社内報等による社員へ積極的に周知を図る